

平成29年度第1回広島市環境影響評価審査会議事録

議題：（仮称）駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価実施計画書について

1 日時

平成29年5月16日（火）10:00～11:30

2 場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室

3 出席者

(1) 審査会委員（五十音順、敬称略）

今川朱美、河野憲治（副会長）、清水則雄、菅谷英美、高井広行、棚橋久美子、土田孝、中西伸介、長谷川弘、林武広、堀越孝雄（会長）、矢野卓雄、吉田倫子 以上13名出席

(2) 事務局

篠原環境局次長、上田環境保全課長、小田課長補佐 他2名

(3) 傍聴者

0名

(4) 報道機関

2名

4 会議概要

- (1) 審査会は公開で行った。
- (2) 委員の互選により、会長及び副会長の選任を行った。
- (3) （仮称）駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価実施計画書に対する答申案について、審議を行った。

5 審議結果概要

- (1) 委員の互選により、会長及び副会長の選任を行った。
- (2) （仮称）駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価実施計画書に対する答申案について、各委員から意見が出され、答申案を修正することになった。
- (3) 最終的な答申文については、会長に一任することになった。

6 会議資料

- ・資料1 広島市環境影響評価審査会 委員名簿
- ・資料2 （仮称）駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価実施計画書に対する追加質問の概要等
- ・資料3 （仮称）駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価実施計画書への意見とその取扱いについて
- ・資料4 （仮称）駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価実施計画書について（答申案）

- ・参考資料1 広島市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続
- ・参考資料2 平成28年度第4回広島市環境影響評価審査会 議事録
- ・参考資料3 (仮称) 駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価実施計画書に関する意見の概要と都市計画決定権者の見解

【審議結果】

○小田課長補佐 皆様おはようございます。定刻になりましたので、只今から、平成29年度第1回広島市環境影響評価審査会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、皆様、ご出席くださり、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます環境局環境保全課の小田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価実施計画書に対する答申案について御審議を頂くこととしております。審議は正午までを予定しておりますので、御協力の程よろしくお願いいたします。また、本日の会議でございますが、委員の定数16名に対して、御出席の委員が13名と、会議の定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、開会にあたりまして、篠原環境局次長から御挨拶申し上げます。

○篠原環境局次長 皆様おはようございます。4月に環境局次長に就任いたしました篠原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審査会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げさせていただきます。

皆様には本当にお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。今日は、「(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価実施計画書」について御審議いただきます2回目の会議です。前回、3月28日に御意見を頂戴いたしまして、本日は御意見を取りまとめました答申案について、御審議いただければと思っております。皆様におかれましては、この事業が環境保全に十分配慮した事業になりますよう、御審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

○小田課長補佐 ありがとうございます。

本日の審査会は、5月10日に委員に御就任いただきました後、初めての開催でございます。今回から、新たにご就任いただきました委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介いたします。それではご紹介させていただきます。菅谷英美委員でございます。

○菅谷委員 広島弁護士会所属の菅谷英美と申します。前任者から専門的で難しい審査だと聞いております。勉強していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○小田課長補佐 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。環境保全課長の上田でございます。

○上田課長 上田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**小田課長補佐** 続きまして、広島市環境影響評価条例施行規則第42条第1項の規定により、審査会には会長及び副会長を置くこと、また、委員の互選によりこれを定めることとされておりますので、会長及び副会長の選任をお願いしたいと存じます。改選後の委員名簿を資料1でお配りしております。事務局といたしましては、これまでに引き続き、会長を堀越委員に、副会長を河野委員にそれぞれお引き受けいただければと思いますが、皆様いかがでしょうか。

○**委員一同** 異議ありません。

○**小田課長補佐** ありがとうございます。只今、皆様の御賛同を頂きましたので、会長を堀越委員に、副会長を河野委員をお願いすることで決定させていただきます。それでは、堀越委員と河野委員は、恐れ入りますが、会長席、副会長席へそれぞれお移りください。

【堀越委員、河野委員 会長席、副会長席に移動】

○**小田課長補佐** それでは、代表いたしまして、堀越会長の方から御挨拶を頂戴できればと思います。

○**堀越会長** 堀越です。御指名ですので引き続き務めさせていただきたいと思います。広島市の市域で行われる諸事業がより環境に適合し持続性のある、そして何よりも市民の皆様にとって、特に若い世代の皆様にとってより快適なものとなるように気を引き締めて、委員の皆様とともに務めてまいりたいと思います。

皆様、今後とも引き続きお力添えを賜りますよう、よろしく願いいたします。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

○**小田課長補佐** ありがとうございます。引き続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。資料は、先立って送付させていただいておりますが、上から順に、「資料1 広島市環境影響評価審査会 委員名簿」、「資料2 「(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業 環境影響評価実施計画書」に対する追加質問の概要等」、資料3 「(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業 環境影響評価実施計画書」への意見とその取扱いについて」、「資料4 「(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業 環境影響評価実施計画書」について(答申案)」、「参考資料1 広島市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続」、「参考資料2 平成28年度第4回広島市環境影響評価審査会 議事録」、「参考資料3 (仮称) 駅前大橋線軌道建設事業 環境影響評価実施計画書に関する意見の概要と都市計画決定権者の見解」、そして、このほか、配席表がございます。不足がありましたら事務局にお申し付け下さい。

それでは、これから先の議事進行は、堀越会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○**堀越会長** それでは、ただ今から議事に入りたいと思います。

「(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価実施計画書」について、前回に続いて審議をいたしたいと思います。それでは資料について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○上田課長 はい、それでは資料について御説明させていただきます。

参考資料1をご覧ください。本日は、(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業に係る環境影響評価の手続きの中で、一番上の太い線で囲んでおりますとおり、実施計画書について3月28日に引き続き、2回目の審査ということになります。答申案をいただきますと、その御意見を基に市長意見を事業者に対して述べるという手続きになります。

それでは順に資料の御説明をさせていただきます。資料2ですが、3月28日の審査会の後に、河野副会長から文書による御質問を頂いております。

【資料2について説明】

続きまして、資料3及び資料4ですが、資料3は前回の審査会でいただいた御意見の概要と、資料4でお示しする答申案にどのような形で反映させたかということを示した資料でございます。資料3について順に御説明させていただきますので、資料4と対比して見ていただけると、対応関係がわかるかと思っております。

【資料3について説明】

そのほか、お手元には前回の議事録、市民意見とその事業者の見解がありますが、市民の意見については、新たに電車が通ることによる騒音の問題や、車道が一車線減ることによる渋滞で、より排気ガスの影響を受けるのではないかという御意見がありますが、事業者はそれらについては予測評価して、必要な措置を検討しますという見解となっております。資料の説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いたします。

○堀越会長 ありがとうございます。資料4の答申の前文については特によろしいですか。本文のところはいいのですが、前文については後で御意見をいただくということで。

○上田課長 それでは前文にあたる部分を読み上げさせていただきます。

【資料4の前文を読み上げ】

以上です。

○堀越会長 ありがとうございます。それでは御意見がありましたらお願いいたします。

まず、最初に参考資料1の環境影響評価の手續についてはよろしいでしょうか。何か御質問はございますか。環境影響評価の手續についてはよろしいですね。

それでは、議論は資料3の前回頂いた御意見とそれに対する対応、あと資料2の追加の御意見を中心に、まず御意見を頂けたらと思います。

資料3と資料2で、前回の御意見で何か抜けているようなところはございますか。このような意見を出したけれども記載されていないというようなことはございませんか。よろしいでしょうか。また、ありましたらお願いします。

では資料3、資料2についてどのようなことでも結構ですので、特に対応を中心に御意見がございましたら、よろしくお願いたします。

○棚橋委員 (5)文化財の点ですが、私は広島市の文化財審議会の会長もしております。前回の環境影響評価審査会で、事業者に対して文化財の調査をどうするのか質問したところ「現状、文化財指定しているものは、当該工事地域からは離れているので、影響はない。」というお返事でしたが、埋蔵文化財が出たらどのように対応するのかと考えていました。

そこで、県や広島市の文化財担当者と話をして、自分なりに整理をしました。要するに、この(5)文化財で留意し適切に対応する、と書いているのですが、本来は遺物が出土した際に対応するのではなく、遺物が出るか出ないか分からなくても必ず調査するものなんです。だから今の文化財保護法では、周知の埋蔵文化財があるかないかに関わらず、工事開始時には、必ず工事会社から文化財担当課に対して工事内容の申請があり、その後、文化財担当課がどのような調査をするのが適当か決めます。そうすると、環境影響評価の段階では、埋蔵文化財について記載するのは少し無理なのかなと思いました。要するに、掘らないと調査できないですから。

そのため、本審査会で環境影響評価という観点からの文化財は、現在文化財指定されているものについてどういう影響があるか、という調査しか考えることができないと思いました。そして、埋蔵文化財については、工事開始時に文化財担当課に対して届出する制度があるので、届出に従って調査するべきと思います。

環境保全課と文化財担当課で、埋蔵文化財についての枠組みが違っていると思いますので、環境影響評価審査会で埋蔵文化財について調査してもらうのは、難しいと考えました。

ただ、当該工事地域は西国街道の入口なんです。

○堀越会長 京橋・猿猴橋沿線ですね。

○棚橋委員 はい。駅前通りを調査をすれば原爆の遺構が出るでしょうが、もう少し掘ると、西国街道の遺構が出るかもしれません。ただ、広島市の文化財担当者に伺うと、今まで広島市の旧市街地で西国街道の遺構は出ていないそうです。ただ、機会があるならば是非調査したいし、申請があれば、調査はします、というお話でした。

周知の文化財に対する影響を考えるのがこの審査会なので、この文化財について書いてくださったのは非常にありがたいのですが、現在、西国街道の遺構は出土していないので、調査してくれというのは難しいと思います。

文化財保護法では、あるかないか分からなくても調査を行い、ないということを確認することも大切なことなのですが、駅前を通る西国街道のうち猿猴橋から京橋にかかる場所には、西国街道の遺構はなかった、ということが分かるということも大事なことです。

○堀越会長 すいません、何もわからないのでお聞きしますが、普通、例えば、何か建設するときなど、やみくもに丁寧に掘るわけではなくて、検査杖を挿してみるとか、色んなことをして見当をつけるわけですか。

○棚橋委員 はい、私は考古学の専門ではないので、概略しかお話できませんが、こういう工事をするということで、文化財担当課に申請があります。そうすると、調査をする必要性を決めて、調査をする場合は、工事開始時に一緒に調査を行うのが、一番合理的だと聞いております。

東広島市の話ですけれども、調査時に何か出てくれば、少し工事をとめて、どのくらいの規模か、どんなものが出るかというのを、本格的に調査します。調査してみて、もう調査しなくて大丈夫ということになると、そこで調査は終わる、ということでした。

○堀越会長 埋蔵文化財というのも、当然、重要な文化的環境だと思います。だから、そういう意味では、「事業実施区域について周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、城下町であったことを留意し」という文言が適切でないということになるのでしょうか。工事前に必ず調査をするんだと。

○棚橋委員 この周知の埋蔵文化財包蔵地という言葉は、広島市がここのあたりに埋蔵文化財がありそうだというような地図を作っているそうです。

○堀越会長 なるほど。

○棚橋委員 それで、その地図上では当該工事地域に埋蔵文化財はないという意味と捉えました。しかし、広島市がこのような地図を作っているとしても、文化財保護法では、そういう地図を作っているが作っていないが、一応、調査はしなければならないというようになっているそうです。

○堀越会長 すいません、事務局のほうで、そのことについての打ち合わせは事前に済んでいるのでしょうか。

○小田課長補佐 事業実施区域が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないというのは事実です。また、客観的な情報として、過去にここで調査をしたことがあるかないかについては、調査したことはないと確認しております。

○棚橋委員 環境影響評価で埋蔵文化財があるかないか調査するよう問えるのですか。

○上田課長 環境影響評価の基本のところですけども、事業着手前に、事業に伴う影響を予測評価するというところですので、工事に着工して埋蔵文化財が出たときには対応しますということしか、事業者としては言えないと思います。事前にこの調査の段階で掘るといっているのはないので。

○篠原環境局次長 申し訳ございませんが、文化財の方に、今、棚橋委員が教えて下さった手続きにつ

いて事務局の方が確認できていない状況にあります。おそらく教えて下さったように、工事をするときには事業者が届出をして、特に埋蔵文化財が出そうな所とかについては、より調査をなささいというような助言などをすると思うんです。

○棚橋委員 実際に調査に入ることもありますか。

○篠原環境局次長 ええ。さっきおっしゃられた地図などがあってですね、ここは絶対出そうだから、というようなことの相談に乗ったり、全然ここは出なさそうだけど、出そうにないねというようなことを、文化財担当者が事業者さんとお話をするというようなことは、聞いたことがあります。委員がおっしゃられたように、今回、アセスメントの手続き的には実際の事業に入って、工事に入る前に、そういった届出をし、打ち合わせをし、調査をするということになりますので、それは当然事業者の方も知ってることだと思いますので、もしそれが義務付けられているもの、その手続きを必ずやらないといけないということが分かっているのであれば、今、委員がおっしゃられたように、ここであえて書くということは、どうなのかなというような気もいたしました。あと、大変申し訳ないのですが、この件につきましては、文化財担当課へ確認をさせていただきまして、もし、そういうものがすでにルールとしてあるということであれば、そこは落とさせていただくといった形で、進めさせていただければと思います。確認が不十分ですみませんでした。

○堀越会長 わかりました。いまの棚橋委員の御意見に基づいて、事務局の方で担当の部局との連絡を取りながら、検討をしていただき、必要があればこれを改正するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

○長谷川委員 こまごまとしたことで申し訳ないのですが、各環境項目に関してやるべきことが、おそらく技術指針の中に書いてあると思うんですけども、そうすると、広島市が作っている技術指針の中では、文化財については、このようにしなさいというのが、何かあるんじゃないかと思うんです。そこも、少し確認したらどうでしょうか。たぶん、技術指針を作るときに、文化財担当とのやりとり、それから、文化財関連の法律があって、それとの兼ね合いで、具体的にはこうしなさいというのが技術指針の中に書いてあると思うので。おそらく事業者の方は技術指針を見て、間違いないだろうということでやっていると思うので、もしそこで齟齬（食違い）があるようでしたら、技術指針そのものも少し変えなくちゃいけないと、いうことになるかと思いますね。

○堀越会長 ありがとうございました。

○吉田委員 おそらく、文化財担当側としてはこの埋蔵文化財包蔵地以外での調査等に関する指針があるのかなというふうに推測するんですけども、でも、先ほど言われたように、本事業地は西国街道の拠点で、専門の先生は重要であると言われてますし、本事業は公共事業で、半永久的に掘り起こすということはないかなと思うので、この際調査を試みることも大事かなと思います。

事業者さんにとっては時期が遅れたりすると大変なことになり、申し訳ないかもしれないけれども、

もう二度と掘り起こすことはないかなというふうに思うので、掘り起こしてみても後悔を残すことがないように、今までの方針としてはこういう包蔵地以外は調査しないということかもしれないけれども、いったん止まってやってみるために、あえて踏み込んで明記することも一つかなと思うんですけど。

○堀越会長 わかりました。いずれにせよ、先ほど申しましたように検討して頂いて、関係の部局等とも打ち合わせて、技術指針も見合わせながら、記載するかどうか検討して頂くということでもよろしいでしょうか。今、吉田委員さんから、ここに記載したほうがいいんじゃないかという御意見だったんですけども。ありがとうございます。

○今川先生 お伺いしたいんですけども、この工事自体は建築工事になりますか、土木工事になりますか。といいますのは、入札にかけたときに建築工事の方は予算が抑えられます。土木工事の方が同じ事業内容でも高くなります。つまり、工期というのも違ってくるので、十分な工期をとって、埋蔵文化物の調査をしてもらいたいと思ったら、より工期が取れる土木工事になっているのかなというのが、一つの懸念事項です。

建築工事であると、なるべく工期を短く、なるべく安くということになるので、そこに何かがあって、2週間工事止めるよう言われたら、負担が大きいんじゃないかなと。そのへんのことも踏まえて、工事期間中に調査をするのであればその日程が組めるのかどうかということ、このことについて、環境側から書くことではないというように検討されたとしても、どこかで調査が必要だということをチェック項目として挙げておかないと、この後、全く調査が行われずに出来上がってしまうということになるかもしれません。

ついでお調べいただけるのであれば、着工の届けがあった後に、文化財担当の方からこういうことを考えてくれということが、確実に出るのかどうかも含めて。そこで出ないのであれば、今回、環境側から書くことではないかもしれないけれども、さっきおっしゃったように書いておく方が、我々としては安心なんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○篠原環境局次長 ありがとうございます。いま御意見をいただきましたことについて調べてみます。確かに、全く載せずというのもありますでしょうし、いまおっしゃっていただいたように、西国街道の遺構が出るかもしれないようなところは、何かで載せない、相手に伝わらないということもあろうかと思しますので、調べた結果で、どのような書き方ができるのか少し検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○堀越会長 よろしくお願いたします。申し訳ありませんが、というようなことでよろしいでしょうか。ちょっと脱線ですけども、埋蔵文化財というときに、別に城下町ではなくて、その前の、極端に言うと石器時代とか、その頃のものもあるわけですよ。住居の跡とか。

○清水委員 私の勤め先は総合博物館というところなのですが、その部門には埋蔵文化財調査部門というのがありまして、学内の遺跡等は全て調査等しております。その教員とよく話をするのですが、情報提供としては、かなり細かく各自治体で取り決めが設けてあります。

工事をする場合には、事前に全て申請されていますので、その担当者が集まって、まず最初に協議をするそうです。ここで掘るべきか工事をしていいものなのか、そのときに包蔵地の有無が協議されると思います。その次に、ちょっとわからないねといったときは、試掘をされるそうです。その試掘の時は、先ほど先生が言われた、石器時代も含めてどこまで掘るか、それを総合的に検討するそうです。工事が始まった場合は、立ち合いをされるそうです。なので、ほぼ工事の全期間を通じて、その文化財の担当者が、その現場にいるということのようです。もし何か出てきて調査したり、立ち合いの時に試掘をしたりする場合の予算は、通常その工事の予算に含まれているようです。ただ、うちの部門は、お金がない工事で緊急に試掘等しないといけない場合のためにバッファーで予算を持っています。なので、そういった予算に関することが複雑に絡んでくるとは思いますので、そのへんを整理して頂ければと思います。

○堀越会長 ありがとうございます。かなり共通の理解が得られたのじゃないかと思うんですけども、そういうことも念頭に置きながら、よろしく願いいたします。ありがとうございます。ほかにかかでしょうか。

○高井委員 少しお聞きしたいのは、本事業は、今の電停を廃止して新電停を上にあげるということですが、今の広島駅の電停の跡地利用に関する事柄っていうのは全然触れてないんですけども、例えば歩行空間の環境を良くするとか、あるいは自然環境を良くするとか、それを利用してどうするのかとか。そのような項目というのは、この環境影響評価には入らないのですか。

○上田課長 軌道を1.2km新設することのアセスメント事業ですので、当然それに付帯する工事も事業者が行いますが、残った跡地のところは広島市も整備するでしょうし、一部線路より北はJRさん所有の土地なので、全体を立体的に整備する計画はあるようですが、今回の環境影響評価は軌道の新設というところのアセスメントですので、電停の跡地利用は対象ではないです。

○堀越会長 ただいまの御意見は前回も出たんですけど、猿猴橋の電停でしょうかね、あの周辺の線路の撤去のことですね。

○高井委員 そこも含めて、いまの駅前の電停ありますよね。

○堀越会長 はい。

○高井委員 あそこも撤去されますよね、これで。

○堀越会長 はい。

○高井委員 再整備で

○堀越会長 そうですね。

○高井委員 すると、駅前はずいぶん開けると思いますが、その環境影響評価は含まれないということですね。

○堀越会長 そうですね。まず、広島駅の南側の広場の再整備に関する全体の計画があって、それを別の委員会で時間かけて審議されていますが、その中で、電停の撤去とかそういうことが環境影響評価としてこの審査会の対象になるかどうかということですよ。そのへんはどうなのでしょう。

○上田課長 それは、ならないです。アセスメントの対象事業ではないということです。

○堀越会長 大規模な土地の改変を伴うものではない、という解釈なわけですね。ただ、鉄道の軌道は、もう必ずやらないといけない項目に入っているんで、対象になるということですね。

○上田課長 はい。

○堀越会長 ほかにいかがでしょうか。どのようなことでも。

○堀越会長 前回から頂いた御意見に対する、対応がこういうことでよいということであれば、少し検討事項もあるんですけども、答申文も基本的にこれでよいということになると思うんですが。それから、いつも前文についても御意見をいただくことが多いんですよ。ここは、精神なので結構大事なところだと思うんです。そのへんも含めていかがでしょうか。

○高井委員 一ついいですか。ずいぶん古い話になりますが、高速道路とかで低周波振動という話がありましたよね。そういうような低周波振動なんかは、もう項目として取り上げないのでしょうか。もう十何年前の話ですが、近隣の住民の方々の頭が痛くなったり。原因は継ぎ目ですが、そこから発生する低周波であるということですけども、低周波振動とかは項目にはないんですか。

○上田課長 低周波音についても騒音の一部分というようにとらえられますので、発生する恐れがあれば予測をしていくということになります。

○高井委員 騒音でなく、振動のことですが。

○小田補佐 低周波音ということで騒音の中に含まれます。騒音の中の周波数成分の低いものとして、環境構成要素の中にはそういったものもあります。事業特性や地域特性を踏まえて、必要に応じて環境影響評価の項目に選定をするという流れになります。

○上田課長 事業の種類が違いますが、全国的には風力発電に伴う低周波音という問題があるんですが、

実際はその予測評価というのがなかなか難しく、問題が生じたときに対応するというのが実態のようです。低周波音の予測評価というのは通常の騒音のように一般的な計算式で出せるものではないので、難しいんですが、影響が予測されるなら対象にならないということではありません。

○高井委員 電車の出入りは結構多いですね。

○上田課長 多いですね。

○堀越会長 今のお話は、この実施計画書の中で、(低周波による)振動が工事中も供用開始後も項目として含まれていて、(低周波による)振動がしっかりと具体的な方法で評価できるようになっているかどうかということですよ。

○高井委員 それをチェックできているかということです。

○中西委員 今の議論ですと、高井先生のおっしゃられていたのは、低周波空気振動のお話だと思います。ですがあれは、騒音の中で、おそらく騒音というと耳に聞こえる範囲だと思ってらっしゃると思うんですが、可聴周波数が20Hzから上が20kHzですけども、その低い方の100Hz以下が低周波空気振動となっています。ですから、音は音なので、従来の騒音評価の63Hzであるとか125Hz以降しか、上しか見ないのでなくて、低い周波数まで考えていただきたい。

一番リスクが高いのは、高架構造物音ですね。駅前大橋と同じくらいのスパンで鋼構造が作られることになりまますから、おそらく低周波音で波長の1/2よりかは音が大きいと思いますが、やはりそこから音が出る可能性がありますから、そこを検討して、影響がないということを確認するという内容を入れていただきたいと思います。

これは技術指針といいますか、どうやって評価するかというところの話でありますので、もし、ここに付け加えるのであれば、高架構造物から発生する低周波空気振動も検討するようにと。ただ単に聞こえる範囲だけではなくて、低い、場合によっては耳に聞こえないけれども空気の振動があると、その分についても検討するということを明記して、事業者理解して頂くことが必要かなと思いました。

○今川委員 中西先生、低周波振動とは構造物が揺れることによって起こるものですよ。

○中西委員 はい。

○今川委員 構造については検討中ということだったんですけども、もしトラス構造にされるのであれば、風が吹いて構造物に当たるときに、風鳴りというんですか、そういう音がするんですけども、それは含まないですか。

○中西委員 その構造は路面電車が乗っかる床版のお話でして、トラス構造でトラスが組まれて風切音

が鳴るのかどうかについては、ここではいま記載されておりません。ですから、構造を検討する場合に、そういった騒音が発生する要素についても検討していただきということを付け加えて、検討させるということは可能だと思います。

○今川委員 ではその部分をうまく答申案に組み込んでもらった方が、より安全というか、音への対応ができるということですね。

○中西委員 そうなります。

○今川委員 お願いします。

○堀越会長 今、実施計画書に記載されている方法だけではカバーできない事項がある場合は、そのことも記載する必要があるということですね。この前、都市計画決定権者さんからお聞きした感じでは、駅前大橋のあたりからだんだん上がって行って、駅前大橋の北詰を過ぎて、今の駅前の道路までのあたりまでは盛土にすると言ってましたよね。軽い材質を使った盛土にする。だから、道路をまたぐところから高架の構造ができるわけですね。だから、川の部分は、駅前大橋の部分は北詰に向かって、少し盛り上げていくということになるんでしょうかね。

○上田課長 今の実施計画書ですと、騒音ということで一括りにされているんですけども、御指摘のありました低周波空気振動あるいは風切音についても、検討を求める方向で考えてみたいと思います。

○中西委員 文言としては、高架構造物そのものから発生する騒音と風切音も併せて検討するように書けば具体的になるかと思いますので、そこに低周波空気振動などの文言も加えていただければより具体的に、何が環境に影響するかを考えているかということが謳えると思いますので、よろしくお願いいたします。

○上田課長 はい、承知いたしました。ありがとうございました。

○今川委員 先ほどの埋蔵文化物のことについては、書くか書かないかも併せて検討くださるということなんですけれども、その他の部分で、歩行者等の安全についてなんですけど、これに関しては工事着手時に警察に届出を出すと思いますが、警察の方が歩行者等の安全について検討なさいますので、ここに書く必要があるのかも、御確認をいただけたらよろしいかと思います。

○上田課長 アセスは事業者がどのように配慮するかということなので、ここは重ねて言っても問題はないと思いますし、警察が言うから当然やるというものもあるでしょうけど、アセスメント書の中で事業者の配慮の考え方を記載して頂くというのは、よろしいかと思います。

○堀越会長 緊密に警察とも連絡を取って、計画段階からされているわけですね。レーンの減少とか、

いろいろなことがありますので、確か前回もそういうお話だったように思いますが、だから、それをより徹底させるという意味で、答申書にも記載する方がいいということだと思います。

○菅谷委員 資料3で左側の意見の概要がいままでに出た意見で、それに対して答申案が右側にありますが、具体的な質問に対してある程度抽象化した答申案になってきていると思うんですけど、そうになると例えば動物の「シラウオ」が見逃されたとかいう懸念はないんでしょうか。具体的な内容を記載した答申案を作らないのか。

○上田課長 委員の御意見としては「シラウオ」について御意見をいただいたわけですが、当然、河川にはシラウオもいますし、エビやカニや魚以外の物もいますから、全体について検討してくださいということでございます。シラウオを検討するように記載すると、シラウオについて検討しましたという結果が返ってくることになろうかと思えます。本来、生態系全般に関する影響について考慮し、配慮すべきだということで、個別のシラウオに限定せず、動物（魚類等）というように記載させていただいております。

○堀越会長 私もそう思います。個別の物を入れてしまっただけで対応する範囲を狭くしてしまうと、あとで後悔することがあるのかなという気がするのですが、もし象徴的な物が何かあって、シラウオというのが非常にその環境に象徴的なのであれば「等の」という形で入れることもありうると思うのですが、やや一般的に書いた方がいいのかなという気が、私はしております。ほかにはいかがでしょうか。

○土田委員 環境影響評価に関わるかどうかもあるんですが、少し気になるのは、構造を見ると広島駅側から駅前大橋まで高架が続いて、橋を過ぎた後に地平面に入ることになっておるんですけども、既にある橋の上に新たに土を盛って、そのために軽量化するのかと思うんですけども、その上に電車を通すということなので、橋に対する荷重が違って来るわけですね。

従来は道路として設計されていたものが、自動車を通るだけではなくてその上に高架をするということで、盛土をすればそれなりの重さがかかります。軽量盛土であってもどういった軽量盛土なのかにもよるんですけども。荷重条件が違って来る中で既存の橋の上に路面電車が走るということなので、橋としての安全性が常時及び地震時に確保されているのかという点が気になります。

新設の場合は、鉄道構造物としての構造上の技術基準はクリアしていると思うので、そういうことを言う必要はないと思うんですが、現在ある橋を使ってということですので、その点を記載していただければと思います。

○堀越会長 確か、前回の都市計画決定権者さんの話の中で、既存の橋の強度の話とかそれも少しあったような気がするんですけども。

○土田委員 そうですね。ですから、それほど詳しく書く必要はないと思います。今回の事業によって、既存の橋にこれだけ荷重状況が変わっていて、このようなやり方でチェックして、安全性を確認して

○上田課長 高層がマンションになっています。かなり上ですが。

○堀越会長 いかがでしょうか。そろそろ御意見も出尽くしたのではないかなと思うんですけども。よろしいですか、ここらへんで締めとさせていただきます。では、ここで締めにさせていただきます。

事務局の方は今頂いた御意見に基づいて答申案の修正をお願いいたします。その修正答申案と本日の議事録を本日欠席の方も含めて委員の皆様を送っていただくようお願いいたします。委員の皆様の中で、追加の意見があれば、早めに書面で事務局の方に提出してください。この度の市長意見の期限は6月23日です。最終的な答申文については、すみませんが会長に一任ということでお願いできませんでしょうか。いま頂いた意見を慎重に検討して対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。では、今後の予定について事務局の方からお願いいたします。

○上田課長 たくさんの御意見を賜りましてありがとうございました。会長の御指示のとおり、今回頂いた御意見を踏まえて答申案をまとめ、また本日の議事録についても早急にとりまとめまして、欠席の方を含めて皆様方に送付させていただきますので、御確認あるいは追加の御意見をよろしくをお願いいたします。

その答申に基づいて6月23日までに都市計画決定権者に対して、広島市長の意見を述べるという進め方になります。その市長意見あるいは住民意見を踏まえて事業者は環境影響評価の調査、予測、評価を進めていくことになります。その段階においても今後また委員の皆様にご意見を賜ることがあると思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○堀越会長 ありがとうございます。それでは、本日はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。